

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇訓令
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改
正する訓令
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程
の一部を改正する訓令

訓令

鳥取県訓令第三号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次
のように定める。

昭和四十七年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県
訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中

布製手袋
ゴム製半長靴

二 二
一 二
二 二
二 四

を 布製手袋
ゴム製半長靴
ゴム製前掛

四

三人に一着交付するものとする。

に改め、同表の二の項中

アノラック

を ヤツケ

に改め、同表の七の項中

布製短靴

一

を 布製短靴
ゴム製半長靴
布製手袋

二 一 一
二 一 一
二 二 二

に改め、同表の一、二の

項中

盛夏ズボン
布製手袋
布製短靴

二 八 二
一 一 二

六〇 六〇 二四

図一〇のうちのズボンのとおり

を

盛夏ズボン
エソカ
布製手袋
布製短靴
ゴム製半長靴

三人に一着交

付するものとする。

に改め、同表の一、三の項中

作業服(白ズボン)

二

二四 図一〇のうちのズボンのとおり

を

作業服(白ズボン)
盛夏ズボン

二 二
二 四
四 八

☒一〇のうちのズボンのとおり
☒一〇のうちのズボンのとおり

に改め、同表の一四の項中

作業服(ズボ)

二 二四 ☒一〇のうちのズボンのとおり

作業服(ズボ)
盛夏ズボン

二 二四 ☒一〇のうちのズボンのとおり

に改め、同表の二

二 四八 ☒一〇のうちのズボンのとおり

○の二の項を次のように改める。

| | | | | |
|---------------------------------------|---|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 二〇の二 寮母の職務に従事する職員のうち東京事務所以外の機関に勤務する職員 | 白衣(上衣) 盛夏シャツ 作業服(ズボン) 三角布 ゴム製手袋 | 二 二四 二 四八 二 四八 一 二二 一 二二 | ☒一六のとおり ☒二のとおり ☒一〇のうちのズボンのとおり | 当該機関における最少限必要数を備え付けるものとする。 |
|---------------------------------------|---|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|

別表の二二の項中

エンカ服

一 二四

三人に一着交

付するものとする。

を

エンカ服
ゴム製前掛

一 二四
一 三六

三人に一
三人に一

着交付するものとする。
着交付するものとする。

に改める。

別表の二三の項を削り、二四の項を二三とし、同項の次に次の一項を加える。

| | | | |
|------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------------|
| 二四 介護員の職務に従事する職員 | 予防衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二 二四 二 六〇 二 四八 | ☒一〇のうちの上衣のとおり ☒一〇のうちのズボンのとおり |
|------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------------|

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和四十七年三月三十一日から施行し、昭和四十六年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 適用日前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。

鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------------|------------------------------------|---------------------|------------|----------|
| 計量検定所 | 一 化学科の業務に従事する職員 | 検定所の職員のうち検定の業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二六〇 二六〇 | 四一 四一 |
| | | 水道施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の立入検査の業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二六〇 二六〇 | 四一 四一 |
| 保 | 七 医師の業務に従事する職員 | 水道施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の立入検査の業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二六〇 二六〇 | 四一 四一 |
| | | 六 試験検査係の職員のうち試験検査の業務に従事する職員 | 作業服(ズボン) | 二二四 二二四 | 四一 四一 |
| 別表の計量検定所及び工業試験場の項を次のように改める。 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------|-----------------------|-------------|----------------|-----------|-------------|----------------|---|-------------|
| 六〇 | 六〇 | を | 二 | 四八 | に改め、同項の五中 | 二 | 三六 | を | 二 |
| | | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二 二 | 四八 四八 | に改め、同項の四中 | 二 二 | 四八 四八 | を | 二 二 |
| 別表の専修職業訓練校の項の中 | | | | | | | | | |
| 工業試験場 | | | | | | | | | |
| 四 | 米子分場の職員のうち技術職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二 二 | 四八 四八 | に改め、同項の五中 | 二 二 | 四八 四八 | を | 二 二 |
| 三 | 境港分場の職員のうち技術職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) | 二 二 | 四八 四八 | に改め、同項の四中 | 二 二 | 四八 四八 | を | 二 二 |
| 二 | 産業工芸科及び木材工業科の業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 帽子 布製短靴 | 二 一 一 | 四八 三六 二四 | に改め、同項の五中 | 二 一 一 | 四八 三六 二四 | を | 二 一 一 |

| 農 林 振 興 局 | | 地 方 | |
|---------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------|
| 一、林業課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) キヤラバンシュー | 二、耕地課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 作業服(ズボン) |
| 二、四八四一のうちの上衣のとおり | 二、四八四一のうちの上衣のとおり | 安全靴 | ゴム製半長靴 |
| 一、三三六 | 一、三三六 | 一、三三六 | 一、三三六 |
| 二、四八四一のうちの上衣のとおり | 二、四八四一のうちの上衣のとおり | 二、六〇四一のうちの上衣のとおり | 二、六〇四一のうちの上衣のとおり |
| 一、三三六 | 一、三三六 | 一、三三六 | 一、三三六 |

別表の農業改良普及所の項の中

作業服(上衣) 一 三六

作業服(ズボン) 一 三六

を

「作業服(上衣) 二 六〇

作業服(ズボン) 二 六〇

ゴム製半長靴 一 三六

に改め、同表の農業試験場の項中、

「作物科、園芸科、病虫害科、土壤肥料科、低位生産科、経営科、農機具科、病理育種科、肥料検査室、分場及び日南試験地の職員のうち科長、研究員、室長、分場長及び農林技師の職務に従事する職員で」を「試験場の職員(総務課及び技術連絡室の職員を除く。)(のうち)」に、「もの」を「職員」に、

作業服(上衣) 一 三六

作業服(上衣) 二

六〇 に改め、同表の果樹試験場の項中「栽培第一科、栽培第二科、

分場及び試験地の職員のうち科長、研究員、分場長及び農林技師の職務に従事する職員で」を「試験場の職員(総務課の職員を除く。)(のうち)」

に、「もの」を「職員」に、 作業服(上衣) 一 三六 を 作業

服(上衣) 二 六〇 に改め、同表の食品加工研究所の項中「のうち

科長、研究員及び農林技師の職務に従事する職員」を削り、 一 三

六 六 を 二 四八 に改め、同表の畜産試験場の項中「和牛科、乳

牛科、草地飼料科及び分場の職員のうち科長、研究員及び農林技師の職務に従事する職員で」を「試験場の職員(総務課の職員を除く。)(のうち)」

に、「もの」を「職員」に 作業服(上衣) 一 三六 を 作業

服(上衣) 二 六〇 に改め、同表の中小家畜試験場の項中「養豚

科、養鶏科及び飼料科の職員のうち科長、研究員及び農林技師の職務に従事する職員で」を「試験場の職員(総務課及び放牧養豚科の職員を除く。)

のうち」に、「もの」を「職員」に、
作業服(上衣) 一 三六

を 作業服(上衣) 二 六〇 に改め、同表の蚕業試験場の項中「

原蚕桑園科及び蚕糸化学科の職員のうち科長、研究員及び農林技師の職務に従事する職員で」を「試験場の職員(総務課の職員を除く。)

に、「もの」を「職員」に、
作業服(上衣) 一 三六 を 作

服業(上衣) 二 六〇 に改め、同表の農業経営大学校の項の一中

主任及び農林技師の職務に従事する職員で」を削り、「もの」を「職員」

に、
作業服(上衣) 一 三六 を 作業服(上衣) 二

に、
作業服(上衣) 一 三六 を 作業服(上衣) 二

六〇 に改め、同表の家畜保健衛生所の項中「主任」の下に「(農林

技師)」を加え、
作業服(上衣) 一 三六
作業服(ズボン) 一 三六 を 作業服(上

衣) 二 六〇
ズボン) 二 六〇
に改め、同項の次に家畜病性鑑定所の項として次

のように加える。

| 家畜病性鑑定所 | |
|------------|---|
| 鑑定所の職員(男子) | 作業服(上衣) 二 六〇 図一のうちの上衣のとおり 作業服(ズボン) 二 六〇 図一のうちズボンのとおり |
| 白衣 | 二 三六 |
| ゴム製半長靴 | 一 三六 |

別表の種畜場の項中「場長、次長、主任及び農林技師の職務に従事する」
を「種畜場の」に、
作業服(上衣) 一 三六 を 作業服(上衣)

二 六〇 に改め、同表の繭検定所の項を次のように改める。

| 繭検定所 | |
|---------------|---|
| 業務係の業務に従事する職員 | 作業服(上衣) 二 六〇 図一のうちの上衣のとおり 作業服(ズボン) 二 六〇 図一のうちズボンのとおり |

別表の久米ヶ原土地改良事業所の項中

| | |
|----------|----|
| 作業服(上衣) | 二四 |
| 作業服(ズボン) | 二四 |

を
 作業服(上衣)
 作業服(ズボン)
 ゴム製半長靴
 安全靴
 一一二二
 三三六六
 六六〇〇
 に改め、同表の土木出張所の項

| | | | | |
|----------------------------|----------|-----|----|------------|
| 出張所の職員(総務課庶務係及び会計係の職員を除く。) | 作業服(上衣) | 二六〇 | 図一 | のうちの上衣のとおり |
| 出張所の職員(総務課庶務係及び会計係の職員を除く。) | 作業服(ズボン) | 二六〇 | 図一 | のうちのズボンのとお |
| のうちの常時現地で業務に従事する職員 | 安全靴 | 一三六 | り | |
| のうちの常時現地で業務に従事する職員 | ゴム製半長靴 | 一三六 | り | |

別表の都市開発事務所の項中

| | |
|----------|----|
| 作業服(上衣) | 二四 |
| 作業服(ズボン) | 二四 |

作業服(上衣) 二六〇
 作業服(ズボン) 二六〇
 ゴム製半長靴 一三六
 に改め、同表の佐治川治水ダム建設事務所の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-------|---|----------|----------|-----|----|------------|
| 建設事務所 | 一 | 建設事務所の技 | 作業服(上衣) | 二六〇 | 図一 | のうちの上衣のとおり |
| | 二 | 術職員のうち常時 | 作業服(ズボン) | 二六〇 | 図一 | のうちのズボンのとお |
| | 三 | 現地で業務に従事 | ゴム製半長靴 | 一三六 | り | |
| | 四 | する職員 | 安全靴 | 一三六 | り | |

佐治川治水ダ

| | | | | | |
|---|----------|----------|-----|----|------------|
| 二 | 一に掲げる職員 | 作業服(上衣) | 二六〇 | 図一 | のうちの上衣のとおり |
| 二 | 以外の建設事務所 | 作業服(ズボン) | 二六〇 | 図一 | のうちのズボンのとお |
| 一 | の職員(男子) | ゴム製半長靴 | 一三六 | り | |

別表の図中一二の次に一三として次のように加える。



附則

- (施行期日)
 1 この訓令は、昭和四十七年三月三十一日から施行し、昭和四十六年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
 (経過措置)
 2 適用日前において、現に改正前の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規定により交付した日から起算するものとする。
 3 適用日前において、改正後の規程の規定により員数が増加し、かつ、

使用期間が延長されることとなる被服のうち、現に改正前の規程の規定により交付しているものの使用期間については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】